第１　制度概要

１　導入の意義

　　　住民票を有する全ての方に１人１つの番号を付して，社会保障，税，災害対策の分野で効率的に情報を管理し，複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される。例えば，

①　生活保護の不正受給等を防止するとともに，本当に困っている方にきめ細やかな支援を行える　　　＝　公平・公正な社会の実現

　　②　行政手続の簡素化。行政機関が保有する個人情報の確認や行政サービスへのアクセスが容易になる　＝　国民の利便性

　　③　行政機関や地方公共団体などで複数の業務間での連携が進み，作業の重複などの無駄が削減される　＝　行政の効率化

２　導入の時期

　　　平成２７年１０月から国民の１人１人に１２桁のマイナンバーが通知。

平成２８年１月から社会保障，税，災害対策の行政手続でマイナンバーが必要。

* 法人マイナンバー

３　通知対象

　　　住民票を有する国民，中長期在留者・特別永住者などの外国人

４　通知方法

　　　住民票に登録されている住所宛に通知カード（紙製）が送付。

平成２８年１月以降，申請により，個人番号カードの交付。

個人番号カードは，本人確認のための身分証明書として利用できる。カードのICチップに搭載された電子証明書を用いてe-Tax（国税電子申告・納税システム）をはじめとする各種電子申請や，お住まいの自治体の図書館利用証や印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも使用可能。

５　マイナンバーを利用する場面

　　①　児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示

　　②　厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示

　　③　証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示して法定調書等に記載

　　④　勤務先にマイナンバーを提示し，源泉徴収票等に記載第２　企業のマイナンバー対応について

１　ガイドラインの重要性

　　　「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づく準備と対策を実施することが重要。

　　　　ガイドラインは，事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めたもので，「しなければならないこと」や「してはならないこと」に従わない場合，法令違反と判断される可能性がある。

　２　ガイドラインを読む

　　①　定　　義

　　②　総　　論

　　　・個人情報保護法との対比

　　　・特別法（上乗せルール）

　　　・厳格な保護措置 → 特定個人情報の利用制限（→③a）

　　　　　　　　　　　　 特定個人情報の安全管理措置等（→③b）

　　　　　　　　　　　　 特定個人情報の提供制限等（→③c）

　　　・罰則強化

　　③　各　　論

　　　a 特定個人情報の利用制限

　　　　原則　番号法に規定される事務の範囲内における利用のみ

　　　　　　　本人の同意があったとしても利用目的を超える利用は禁止

　　　　例外

　　　b 特定個人情報の安全管理措置等

 委託・再委託

　　　　安全管理措置（→④）

 c 特定個人情報の提供制限等

　　　提供の要求

　　　提供を求める時期

　　　提供の求めの制限

　　　提供制限

　　　提供の意義

　　　収集・保管の制限

　　④　安全管理措置

　　　　基本方針の策定

　　　　取扱規程等の策定

　　　　組織的安全管理措置（責任者設置，担当者及びその役割の明確化など）

　　　　人的安全管理措置（事務取扱担当者の監督・教育）

　　　　物理的安全管理措置（管理区域・取扱区域）

　　　　技術的安全管理措置（アクセス制御）

３　「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に関するQ＆Aを読む

　４　個人情報保護法に関する統計

　５　まとめ

　　　・ガイドラインの熟読と最新情報を収集

　　　（参考）内閣官房　http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

・実務対応チェックリスト等で準備の見える化

・各安全管理措置の徹底